



くらし・手続き



健康・福祉・子育て



教育・文化・スポーツ



摩周湖と いで湯のロマン 弟子屈町

地域CI(シンボルマーク・キャッチフレーズ)

平成15年に迎えた弟子屈町百年の記念事業の一つとして、キャッチフレーズが平成15年2月、シンボルマークが同年7月に決定し、地域の特徴を分かりやすく表した地域CIとして、弟子屈町のイメージアップに一役かっています。

行政ガイド INDEX

登録・届け出など
暮らしの手続き



くらし・手続き

3

健康で過ごしやすい
暮らしのために



健康・福祉・
子育て

13

子どもの教育と町の
施設の紹介

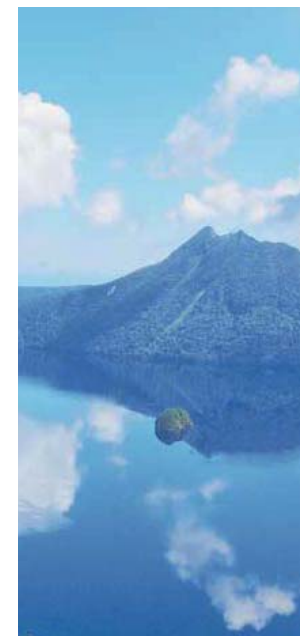


教育・文化・
スポーツ

23



便利帳



弟子屈町



2024~2025
令和6・7年度版

広報てしかが令和6年4月号別冊
「しっとくべんりちょう」

広報てしかが令和6年4月号別冊「令和6～7年度版 知得便利帳」

発行／弟子屈町 編集／まちづくり政策課 ☎482-2913

☎482-2191(代表)・FAX 482-2696

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>



くらし・手続き



健康・福祉・子育て



教育・文化・スポーツ

行政ガイド INDEX

登録・届け出など暮らしの手続き



暮らし・手続き

3

戸籍・住民票など	3	家庭のごみの分け方・出し方は	9
マイナンバーカード	4	し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き抜きは	9
印鑑登録	5	自治会	9
パスポート	5	相談に関すること	9
税金	5	その他の生活に関すること	10
国民年金	7	上下水道	11
国民健康保険	8	土地・住宅	11
後期高齢者医療	8	その他の助成・支援制度	12
その他医療費等の助成	9		

健康で過ごしやすい暮らしのために



健康・福祉・子育て

13

健康	13
介護保険	18
福祉	20
子育て・医療費助成	21

子どもの教育と町の施設の紹介



教育・文化・スポーツ

23

小・中学校と高校	23
生涯学習	24
主な学習・スポーツ施設	27
まちの文化団体・体育団体	29



暮らし・手続き

最新の情報は
こちら➡



▶ 本人確認の実施について

なりすましによる証明書類の不正取得や、虚偽の届出などを防ぐため、各種手続きの際には【本人確認】を実施していますので、以下の身分証明書をご提示ください。皆さんの個人情報を守るために行うものですので、ご理解ご協力をお願いします。

※身分証明書の例

1点で良いもの	免許証・パスポート・マイナンバーカード・障害者手帳などの顔写真付きのもの
2点必要なもの	健康保険証・介護保険証・医療関係受給者証・学生証など

戸籍・住民票など

問 環境生活課 ☎482-2934 (課直通)

▶ 住民登録

住民登録は、弟子屈町に住む町民であることを記録したもので、選挙や国民健康保険、国民年金などの行政サービスを行う上での基礎となります。

▶ 住民変更などに関する届け出

種類	届け出機関	届出人	必要なもの (●は該当者のみ)
転入届	転入した日から14日以内	本人または同一世帯員	①印鑑 ②前住地で交付された転出証明書 ③身分証明書 ④介護保険被保険者証 ⑤マイナンバーカード
転出届	転出前		①印鑑 ②印鑑登録証 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤介護保険受給者証 ⑥マイナンバーカード
転居届など	転居した日から14日以内		①印鑑 ②身分証明書 ③保険証(国保または後期) ④介護保険被保険者証 ⑤マイナンバーカード

▶ 住民票の写しの交付 (手数料…1通300円)

住所・氏名・生年月日・性別・前住所などが記載されています。本籍・世帯主名・続柄などの事項は省略されていますが、希望があれば記載することができます。

■ 必要なもの

- ・本人・同一世帯員からの請求……………窓口に来る方の身分証明書
- ・ // 以外の方からの請求…委任状 (本籍など記載希望の場合は用途を明記)、窓口に来る方の身分証明書

▶ 戸籍に関する届け出

種類	届け出期間	届出人	必要なもの (●は該当者のみ)
出生届	生まれた日から14日以内	父、母、同居者、立ち合った医師など	①出生証明 ②母子手帳 ③印鑑 ④加入している健康保険証 ⑤身分証明書
死亡届	事実を知ってから7日以内	親族、同居者など	①死亡診断書 ②印鑑 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤年金証書
婚姻届	任意	夫、妻	①全部事項証明書または戸籍謄本1通 (本籍地が弟子屈町ではない場合) ②両人の印鑑 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤マイナンバーカード
転籍届	任意	戸籍筆頭者、配偶者	①全部事項証明書または戸籍謄本1通 (弟子屈町内での転籍ではない場合) ②印鑑(筆頭者および配偶者それぞれの印鑑) ③身分証明書

■ 戸籍全部事項証明 (謄本)・戸籍個人事項証明 (抄本)

(手数料…戸籍謄抄本1通450円、除籍謄抄本1通750円)

本籍・筆頭者・氏名・生年月日・父母氏名・出生地・婚姻日などが記載されています。本籍地の市区町村で請求ができます。



暮らし・手続き

必要なもの

- 本人、直系尊卑属、配偶者の方…身分証明書
- それ以外の方……………委任状・窓口に来られる方の身分証明書

火葬許可証	亡くなられた場合は、役場窓口へ死亡届を提出してください（病院などから死亡診断書の記載された届出書が渡されます）。届出をすると「火葬許可証」が交付されますので、必ず火葬場に持参してください。 ※死亡届を提出する際、火葬場使用料が必要となります。 亡くなられた方が弟子屈町民…10,000円(12歳以上)、 7,000円(12歳未満) // 町民以外…20,000円(12歳以上)、 14,000円(12歳未満)
-------	---

マイナンバーカード

マイナンバーカードの交付（再発行手数料…800円、電子証明書の再発行手数料…200円）

安全性の高いICカードで、どなたにでも発行できます（15歳未満の方は、法定代理人からの申請が必要です）。【有効期限…発行日から10年（未成年は5年）】

※カードを取得すると

- 本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができます。
- 公的個人認証サービス（注1）を利用した行政手続きのインターネット申請が可能になります。

取得の方法など、詳しくはお問い合わせください。

（注1）公的個人認証サービスの電子証明書は5年ごとに更新手続きが必要になりますのでご注意ください。

申請方法と申請の流れ

交付申請	スマートフォンによる申請 スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
	交付申請書のQRコードを読み込み申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。
	パソコンによる申請 デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
	交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。 ※交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）を入力してください。申請書IDに誤りがあると正しくカードが発行されませんので、お間違いのないよう入力してください。
※詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。	まちなかの証明写真機からの申請 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
	画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。
※交付申請書を紛失した場合、環境生活課窓口で新しく発行された交付申請書または「手書き交付申請書」を使用してください。	郵便による申請 個人番号カード交付申請書の申請書氏名欄にお名前を記入し、顔写真を貼り付けます。
	交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。
受 取	環境生活課窓口で受取 ※身分証明書をご提示ください。

コンビニ交付

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアにて住民票・印鑑証明書を取得することができます。

転出転入ワンストップサービス

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通して転出届、転入（転居）届提出の来庁予約ができます。

パスポート更新のオンライン化

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通してパスポートの更新ができます。

印鑑登録

環境生活課 ☎482-2934（課直通）

印鑑登録（手数料…450円）

弟子屈町に住民登録がある方で15歳以上の方であれば登録ができます。印鑑登録を終えた方には、印鑑登録証（カード）を発行します。不正防止のため、原則本人が窓口に来られないと印鑑登録ができません。印鑑登録は個人の財産などに関係する非常に重要なものです。

必要なもの

- 免許証やパスポートなどの官公署の発行の顔写真付き身分証明書
- 登録する印鑑

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方や、入院などで窓口に来られない方はご相談ください。

印鑑登録証明書の交付（手数料…1通450円）

弟子屈町の印鑑登録原票に登録された印影を証明するものです。

必要なもの

- 本人・代理人による請求…印鑑登録証（カード）

※カードを持参されない場合、いかなる理由があっても証明書の発行ができません。

カードを紛失された方は、再度登録が必要となります。

パスポート

環境生活課 ☎482-2934（課直通）

パスポートの申請

（手数料…10年用16,000円・5年用11,000円 ※12歳未満の方…5年用6,000円）
日本国籍を有し弟子屈町に住民登録のある方であれば、役場窓口で申請できます。

新規取得の際必要なもの

- 6カ月以内に発行された戸籍謄抄本
- 身分証明書
- 6カ月以内に撮影されたパスポート用顔写真（縦45mm×横35mm）

※未成年者の方は5年用のみ申請可能です。

屈斜路郵便局でも戸籍、住民票、印鑑証明書などの交付請求・受取ができます。

交付申請可能な方

- 印鑑証明書…本人
- 住民票・戸籍など…本人および当該証明書に記載されている方

税金

税務課 ☎482-2914（課直通）

町税などの種類

町税には、町民税（個人、法人）、固定資産税、国民健康保険税、入湯税、軽自動車税などがあります。

町・道民税の申告

1月1日現在、町内に住民登録があり一定以上の所得がある方、または所得がなくても世帯主の方は、個人町・道民税の申告をしなければなりません。ただし、税務署で申告を行った方、生活扶助を受給されている方は申告の必要がありません。

また、年金収入だけの方や収入が全くない方も国民健康保険税の算出や各種公的サービスの受給のため、所得の申告が必要です。なお、申告がされない場合、国民健康保険税の軽減や各種公的サービスが受けられないなどの不利益が生じるため、忘れずに申告するようにしてください。



くらし・手続き

▶ 町税などの納期内納入にご協力を!

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
軽自動車税	全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期は各期の月末（12月と2月のみ25日）
また、月末が土・日・祝日の場合、次の平日に変更となります。
※納期限以降に課税された場合は、随時に納期が定められています。

■ 納税には便利な口座振替をご利用ください

税や使用料も含め、納付する手間や納め忘れを防ぐ
便利な口座振替は、下記の金融機関で利用することが
できます。

・ 口座振替の利用できる税・使用料

町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康
保険税、町営住宅使用料、介護保険料、水道使用
料、下水道使用料など

・ 手続きは…

町内の各金融機関、役場税務課、川湯支所（ゆう
ちょ銀行は各郵便局窓口での手続きとなります。）

・ 手続きに必要なもの

通帳と通帳の届け出印

・ 取り扱いのできる金融機関

釧路信用金庫、JA摩周湖、ゆうちょ銀行

■ その他の納付方法

・ コンビニエンスストアからの納付

取扱いのできるコンビニエンスストア
セイコーマート、セブンイレブン、ローソンほか
（納付書裏面に一覧を記載しています）

・ スマートフォン・パソコンからの納付（地方税お 支払サイト）

納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、ス
マートフォンやパソコンで地方税をお支払いいた
だけます。クレジットカード、インターネットバン
キング、口座振替（ダイレクト方式）（期日指
定可能）、ペイジー番号発行など、さまざまなお
支払い方法からお選びいただけます。

※詳しくは、地方税お支払サイトホームページをご
覧ください。

▶ 町税などの納付が困難な場合

どなたにも、やむを得ない事情は生じるものです。災害や病気などの特別な事情により税金を納めることが困難な場合は、滞納のままにせず、税務課納税係までお早めにご相談ください。

▶ 町税に関する証明書

証明の種類	手数料
町・道民税関係証明 所得証明書 課税（非課税）証明書 所得課税証明書	1年度 1件 600円
固定資産税関係証明書 土地証明・家屋証明 （評価・公課）	1筆および1棟 1件 750円
住宅用家屋証明	1件 750円

証明の種類	手数料
土地家屋閲覧	1件 450円
納税関係証明 町・道民税 固定資産税 その他の町税	1年度 1件 600円
軽自動車の納税証明書（車検用）	無料
営業証明 その他の証明	1件 750円

▶ 税に関する届け出のお願い

次のような場合には、忘れずに税務課まで届け出をしてください。

- ・ 原付バイク・小型特殊自動車（農耕用トラクターを含む）などを取得した時や、廃車・譲渡・盗難などにより
所有しなくなった場合。
- ・ 転入、転出などで住所変更があった場合。
- ・ 登記を行わない建物を建築した場合。
- ・ 建物を取り壊した場合、あるいは譲渡があった場合。

国民年金

問 健康こども課 ☎482-2935（課直通）

▶ 国民年金の届け出が必要な場合

	届け出が必要な場合	必要なもの	届け出期限
加 入 者	60歳未満でほかの年金を脱退した時 住所・氏名が変わった時 死亡した時	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバ ーのいずれか	14日以内
	保険料の免除を受けたい時※毎年申請が必要で す。（継続加入者は7月）	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバ ーのいずれか	そのつど
	60歳以降に任意に加入・脱退したい時	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバ ーのいずれか	
受 給 者	60歳以降に年金を請求したい時	別途説明を要する	そのつど
	ケガや病気により障害年金を請求したい時 死亡した時		
	年金の受け取る金融機関を変更したい時	金融機関の届出印、通帳（写）	そのつど

▶ 国民年金の加入対象者は

- ① 自営業や学生で、満20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）
 - ② 退職年金受給者や満60歳以上65歳未満で加入を希望する方（任意加入者）。さらに70歳まで受給権を確保するた
めの任意加入ができる特例もあります。
- ※上記の①に該当する方、②を希望する方は、届け出が必要です。

▶ 国民年金保険料

保険料を前納（年一括払いや半年一括払い）、もしくは口座引き落としをすることによって、月払いより割引き
される制度もあります。

▶ 国民年金保険料を納めるのが大変な時は

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は、保険料を「猶予」または「免除」する制度があります。

■ 学生納付特例

学生の本人所得が基準以下の場合に、申請をして承認を受けると、在学期間中の保険料を猶予できる学生納付特
例制度があります。

- ・ 学生納付特例申請の手続きは、毎年必要です。

学生納付特例承認後の比較表「納付・学生納付特例」と「未納」の違い

	納 付	学生納付特例	未 納
老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族 基 礎 年 金 の 受 給 資 格 期 間 に	含まれる	含まれる	含まれない
老 齢 基 礎 年 金 の 年 金 額 に	計算される	計算されない	計算されない

※将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

■ 免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

■ 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されます。

免除・猶予制度の比較表 「納付・免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納 付	免 除	納付猶予	未 納
老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族 基 礎 年 金 の 受 給 資 格 期 間 に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老 齢 基 礎 年 金 の 年 金 額 に	計算される	計算される	計算されない	計算されない

※将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。



くらし・手続
き

国民健康保険 問 健康こども課 ☎482-2935(課直通) または 税務課 ☎482-2914(課直通)

▶ 国民健康保険で届け出が必要な場合 (届け出は14日以内)

	届け出が必要な場合	必要なもの
国保に はいる時	転入してきた時	転出証明書、マイナンバー
	職場の健康保険をやめた時	職場の健康保険をやめた証明書、マイナンバー
	子どもが生まれた時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、マイナンバー
国保を やめる時	転出する時	保険証、マイナンバー
	職場の健康保険に入った時	国保と職場の保険証、マイナンバー
	死亡した時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けた時	保護開始決定通知書、保険証、マイナンバー
その他	町内で住所が変わった時	保険証、マイナンバー
	世帯が分かれたり、一緒になった時	保険証、マイナンバー
	世帯主が変わった時	保険証、マイナンバー
	保険証をなくした時	マイナンバー
	就学で住所が変わる時	保険証、在学証明書、マイナンバー

▶ 国民健康保険に加入しなければならない人とは

弟子屈町に住んでいる方で、他の健康保険に加入していない75歳未満の方（生活保護受給者は除く）は、必ず加入しなければなりません。

▶ 国民健康保険税

通常6月から2月まで9回で納めていただくことになっています。ただし、年度途中で加入の届け出があった場合は、月割で算出し、届け出の翌月から納めていただくこととなります。

※国民健康保険に加入している方、65歳～74歳までの方だけで構成されている国民健康保険世帯は、原則年金からの天引きになります。

▶ 国民健康保険では、こんな給付があります

・療養の給付 ・入院時の食事代の給付 ・出産育児一時金の給付 ・葬祭費の支給 ・高額療養費の支給など

後期高齢者医療 問 健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶ 後期高齢者医療で届け出が必要な場合

	届け出が必要な場合	必要なもの
後期高齢者医療 にはいる時	転入してきた時	転出証明書、負担区分証明書（道外からの転入の場合）、マイナンバー
	65歳以上で一定の障がいになった時	保険証、障害を証明する書類、マイナンバー
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、マイナンバー
後期高齢者医療 をやめる時	転出する時	保険証、マイナンバー
	死亡した時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けた時	保護開始決定通知書、保険証、マイナンバー

▶ 後期高齢者医療の対象者と負担割合

- ◆対象者 ・75歳以上の方（75歳の誕生日から）
・65歳～74歳で一定の障がいのある方（北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から）
- ◆負担割合 窓口支払での負担は、1割（一定以上の所得の場合は2割または3割）となります。

▶ 後期高齢者医療制度では、こんな給付があります

・療養の給付 ・入院時の食事代の給付 ・療養費の支給 ・葬祭費の支給 ・高額医療費の支給 など

その他医療費等の助成 問 福祉課 ☎482-2921(課直通) または 健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶ 精神障害者入院医療費の助成

町内に住民票のある方で、精神障害により精神科の医療機関などに入院している方には、入院に要した医療費のうち自己負担分の3割を助成します。

※どの助成を受けていても、食事負担分の標準負担額や保険適用外分は患者負担となります。

詳しい内容などは、福祉課地域福祉係までお問い合わせください。

▶ 特定疾患（人工透析・小児慢性特定疾患を含む）患者通院交通費の助成

町内に住民票のある方で、上記疾患により町外および道内の医療機関への通院に要した交通費の3分の2（町民税非課税世帯の方は全額）を助成します。

交通費の額は鉄道・バス・地下鉄運賃、また自家用車利用の場合は主たる公共交通機関の運賃となります。詳しくは福祉課地域福祉係までお問い合わせください。

▶ 重度心身障害者の医療費助成

町内に住民票のある方で、身体障害者手帳1級・2級および3級の一部の方、重度知的障害の認定を受けた方、精神保健福祉手帳1級に該当する方の医療費の一部を助成します。

※主に生計を維持している方の所得に応じて該当・非該当の判断をします。

▶ 妊産婦健診通院交通費の助成

町内に住民票のある妊産婦で、産科医療機関において健診受診に要した交通費の一部を助成します。対象となるのは次のとおりです。

①妊婦健診14回 ②出産準備1回 ③産後健診1回の最大16回分です。 ※里帰り期間は対象外。

産後健診終了後、赤ちゃん訪問の際に母子手帳等にて健診日を確認させていただき、手続きを行います。詳しくは健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

▶ 新生児聴覚検査費用の助成

町内に住民票のある新生児の保護者を対象に、出産医療機関にて行った聴覚検査に要した費用を全額助成します。母子手帳交付時に渡している受診券を医療機関に提出してください。受診券が使えなかった場合は、償還払い対応となります。申請時には領収書・明細書も必要となります。

▶ 弟子屈町不妊治療費助成事業（先進医療）

保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

<対象者：次のすべての要件に該当する方>

1. 保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方
※令和5年4月1日以降の治療が対象です。
2. 保険適用の生殖補助医療の治療機関の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
3. 初診日において夫婦のいずれかが町内に1年以上住民登録をしている夫婦
4. 婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦
5. 夫婦にかかる町税に滞納がないこと

<助成回数>

治療期間の初日における妻の年齢によって1子ごとに助成回数が設定されます。

妻の年齢	40歳未満	40～43歳未満	43歳以上
助成回数	6回	3回	対象外

<助成額>

治療費：1組の夫婦に対し、先進医療部分の自己負担額の10分の7（上限3万5千円）

交通費：距離区分に応じ、交通費に要した自己負担額の3分の2とし、表の補助単価（往復）を上限に助成します。最寄りの医療機関または検査・治療が可能な医療機関と自宅との距離を基準とします。1回の不妊治療において5回を上限に、先進医療を実施した際に生じた交通費が対象となります。

家庭のごみの分け方・出し方は 問 環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶ 「てしかがの「ごみの分け方・出し方辞典」たつじん」をご覧ください。

「たつじん」は弟子屈町公式ホームページでも公開しています。
ホーム>行政サイト>くらし・手続き>ごみ・環境>ごみ・リサイクルのページをご覧ください。



し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き抜きは

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

し尿汲み取り、浄化槽汚泥の引き抜きの問い合わせなどについては、問川上郡衛生処理組合☎486-2223にお問い合わせください。

自治会

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

自治会では、まちづくりと地域の絆づくりのコミュニティ団体として、皆さんの加入をお待ちしています。詳しくは環境生活課へお問い合わせください。

相談に関すること

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶くらしの相談、消費者被害などに関する相談

くらしの相談に関することやその他法律相談、行政相談、消費者相談の受付は、生活係が窓口になっています。

その他の生活に関すること

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶犬を飼うには

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により生涯1度の登録と年1回の予防注射が義務付けられています。これに違反した場合は20万円以下の罰金が課せられる場合があります。

予防注射は室内犬・室外犬を問わず、接種しなければなりません。

弟子屈町では予防注射を受けやすくするため、毎年5月ごろに各地区を巡回し、集合注射を行っていますので必ず接種するようお願いいたします。

◆料金

登録料3,000円、注射料2,690円、注射済票交付手数料600円

なお、集合注射の日程と都合が合わない場合は、次の場所で接種することができます。

問坪井家畜診療所 ☎482-3479

なお、上記以外の動物病院などで予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きを行う必要がありますので、病院から発行される注射済証をご持参の上、環境生活課窓口までお越しください。

※転入にともなう飼い犬の異動および既登録犬の死亡などについては、届出が必要です。環境生活課生活係にお問い合わせください。また飼い犬が逃げた場合もご連絡ください。

※転出にともなう飼い犬の異動の場合は、転出先の市町村で届出が必要となります。

▶広報てしかが

町からのお知らせやイベント、まちづくりなどの情報を掲載した広報紙を毎月1日付で発行しています。自治会に加入している世帯へ、町内会を通じて配布しています。また、町のホームページに掲載しているほか、以下の施設に備え付けています。

問まちづくり政策課 ☎482-2913(課直通)

役場	図書館	フクハラ摩周店
道の駅「摩周温泉」	A コープ弟子屈店	社会老人福祉センター
公民館	川湯支所	セイコーマート川湯店
屈斜路路修センター	町内各郵便局(4か所)	待合室みちくさ
摩周観光文化センター	セイコーマート磯分内店	旧昭栄小学校

各施設の配布部数には限りがあります。なかった場合は役場本庁舎へお越しください。

▶墓地を使用するには

町内の各墓地を使用する場合は、あらかじめ使用申請が必要です。なお、既に使用している墓地用地が不要となった場合や使用者が変更となる場合も手続きが必要となりますので、環境生活課窓口までお越しください。

◆墓地使用料

	弟子屈・川湯墓地	その他墓地
料金(1区画)	10,000円	6,000円

※1区画 間口1.8m×奥行き3.6m

※1名義2区画まで使用することができます。

▶町営公衆浴場「泉の湯」をご利用ください

公衆衛生の向上と健康の保持増進を図ることを目的に、町営公衆浴場「泉の湯」を運営しています。親しみある公衆浴場を目指し運営していますので、ぜひご利用ください。

◆料金

	1回利用券	回数券(11枚綴り)
大人(高校生以上)	200円	2,000円
中人(小・中学生)	120円	1,200円
小人(未就学児)	80円	800円

◆営業時間

13:00～21:00(定休日:毎週火曜日)

上下水道

問水道課 ☎482-2942(課直通)

▶上下水道の手続き～こんな時には手続きを！

・引っ越しする時(新築・転居)	・使用料の支払い方法を変える時 (口座振替への変更や口座振替の内容を変更する場合は、口座番号がわかるものと通帳の届け出が必要です。)
・使用中を中断したり、開始したりする時	
・使用者の名義が変わった時	・水道管やメーター器などを撤去する時
・使用される用途が変わるとき	

※引越しなどの際は、上下水道がすぐに使えませんので、使用開始日の2日前(土日祝を含まない)には手続きをお願いします。

▶浄化槽設置費補助事業

下水道整備区域外で新たに浄化槽を設置や、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、浄化槽設置費用の一部を補助いたします。なお、浄化槽設置費補助には条件がありますので、詳細については水道課(☎482-2942(課直通))までお問い合わせください。

また、住宅建設促進事業との併用も可能となっていますので、併用を希望される方は建設課(☎482-2941(課直通))までお問い合わせください。

▶指定店制度があります

上下水道の装置・設備の新設・改造・撤去・修理、または浄化槽設置費補助の対象となる浄化槽の設置工事などは、弟子屈町で指定された業者で行わなければなりません。

指定業者につきましては、水道課までお問い合わせください。

土地・住宅

土地・住宅に関するお問い合わせは 問建設課 ☎482-2941(課直通)
空き家バンクに関するお問い合わせは 問まちづくり政策課 ☎482-2913(課直通)

▶土地を確認する時にご活用ください

個人・法人などが所有している土地の所在地番などを確認する場合にご利用ください。

国土調査による成果	単 位	手数料
コンピューターから出力する成果および図面など	面積計算簿および電子データについては1筆	1件 1,000円
図面および成果原本の複写	A 3版以下の大きさ	1件 1,000円
	A 2版以下の大きさ	1件 1,500円
	A 2版を超える大きさ	1件 2,000円
成果・図面などの閲覧		1件 600円

▶大規模な土地取引を行った場合は届け出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上(都市計画区域内は5,000m以上、都市計画区域外は10,000m以上)の土地取引を行ったときは、契約(予約を含む)締結日より2週間以内に譲受人(権利取得者)は土地の利用目的および取引価格などを土地の所在する市町村に届出する必要があります。

なお、届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以内の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがありますので、大規模な土地を取引される場合にはご相談願います。

▶住宅建設促進事業

町内建築事業者を活用し住宅の新築・増改築、リフォームなどを行う場合、事前にご相談ください。建築資金に係る費用の一部を町内の店舗や事業所で使える金券として助成します。

▶空き家バンク

空き家を有効活用し、住み替えによる住宅環境の改善、移住・定住促進による町の活性化を図るため町公式ホームページ、町広報紙などで情報発信を行っています。購入した物件を改修する場合は補助制度もありますのでご利用ください。

詳細は町公式ホームページをご覧ください。



くらし・手続き

▶一般向け助成・支援制度

事業名	内容	問い合わせ
ふるさとづくり 人材育成事業	ふるさとづくり 人材育成事業補助金	まちづくり 政策課
	人材育成支援事業 補助金	
地域づくり活動支援補助金	町や地域にとって有効で公益性が見込まれる事業に対し補助金を交付します。(例：地域イベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催)	

▶事業者向け助成・支援制度

事業名	内容	問い合わせ
企業振興促進 制度	設備投資補助金	観光商工課
	サテライトオフィス 設置補助金	
	宿泊業再生事業 補助金	
	家賃補助金	
	固定資産税課税免除	
	新規雇用支援事業 補助金	
中小企業振興融資制度	町内事業者の経営の合理化を促進し、経済的地位の向上と事業経営の基礎となる金融の円滑化を図ることを目的に融資の実行と保証料および利子の一部を助成します。	まちづくり 政策課
インバウンド推進事業補助金	町内で営業している観光関連事業者が、外国人観光客の受入体制の充実を図る為に行う、メニューやHPの多言語化整備などに要する経費を補助します。(費用の2分の1以内、上限10万円)	
ふるさとづくり人材育成事業 人材育成支援事業補助金	地域に貢献できる人材を育成し、町内企業の安定的な経営基盤、雇用機会の拡大を図るため、各種資格、免許の取得費用を補助しています。(例：大型自動車免許、介護職員初任者研修など)	



健康・福祉・子育て

最新の情報は
こちら➡



健康

問健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶こども

■各種健診(対象者には個別で連絡します)

	対 象	備 考
乳幼児健診 (福祉センター)	(偶数月) 満3歳児 (奇数月) 毎月 満1歳6か月児 満4か月児 満7か月児 満12か月児 年中児 対象児には個人通知します。	☆北大小児科医の診察があります。 ☆脱臼精密検査は4か月児健診で医師が必要とした子に実施します。 ☆3歳は尿検査や視力検査があります。
9・10か月児相談 (福祉センター)	満9か月児～満10か月児 対象児には個別に通知します。	☆偶数月に行います。 ☆歯科指導や絵本の読み聞かせがあります。
マタニティ教室 (子育て支援センター)	対象者は個別に連絡します。	☆母子手帳交付時に、日程をお知らせします。
ベビーマッサージ教室 (子育て支援センター)	対象児は個別に連絡します。	☆全3回で、1,000円の材料費などががかかります。 ☆各クール初回の1週間前までにお申し込みください。

■妊婦安心サポート事業

妊娠中で、緊急時に自力または家族の支援を得て、医療機関を受診できない方を救急車で出産予定病院に搬送する事業です。ご利用には、妊婦情報事前登録者届出書による事前登録が必要となります。町内在住の妊婦はもちろん、里帰りのために町内に滞在されている妊婦の方もご利用いただけます。詳しくは、健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

※管外の医療機関の場合、事業を利用できない場合があります。

※町内の転居、町外への転出・里帰りをされる場合は、登録内容の変更・削除が必要となります。

■産前・産後サポート事業

妊娠、出産、育児のことを委託先の助産院にお気軽にご相談いただける事業です。本人およびご家族の方も利用できます。事業の詳細については、健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

◆相談先 助産院 マタニティアイ ☎0154-37-2110

◆メー ル info@ma-i946.com ※すぐにお返事できないことがあります。

◆来所相談 釧路郡釧路町曙1丁目1-14 ※事前に予約を行うと、スムーズに相談ができます。



■ 産前産後ケア事業

妊娠中または出産後、ご自身の体調や子育てに対して不安やお悩みがある方を対象に、妊娠中・産後の心身の休息を図りながら、今後の育児を安心して行うことができるよう支援する事業です。ダイケア（日帰り）型、宿泊型、アウトリーチ（訪問）型を併用して利用できます（回数上限あり）。対象となる要件がありますので、詳細は健康こども課健康推進係までご相談ください。

施設	助産院マタニティアイ (釧路町) ☎0154-37-2110		町立中標津病院 ☎0153-72-8200	助産院はる (網走市) ☎090-8638-2275	イコロ助産院 (釧路市) ☎080-7736-9523
対象	産前ケア		産後ケア		
	妊娠中		産後1年未満	産後5カ月未満	産後1年未満
内容	◎お母さんの健康チェック： 血圧、体重測定、 出産・育児の相談など ◎赤ちゃんの健康チェック： 胎児エコー、 児心音確認など ☆大好評のマタニティご飯も！		◎お母さんのケア ～乳房ケア・骨盤ケア・育児相談や指導、休息など ◎赤ちゃんのケア ～発育、発達の確認・沐浴指導など		
	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・宿泊型	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・アウトリーチ (訪問)型 ・宿泊型	・ダイケア型 (ショート) ・宿泊型	・アウトリーチ型	・ダイケア型 (ショート、ロング) ・アウトリーチ型

■ 定期予防接種

3歳未満で接種する予防接種の予防票は乳児訪問で案内いたします。転入者で接種希望の方はご連絡ください。

予防接種名		対 象	備 考
定期予防接種	ロタウイルス（経口）	初回接種は生後2カ月～14週6日後までの間	
	B型肝炎	生後2カ月～1歳未満	
	Hib	生後2カ月～60カ月（5歳未満）	
	肺炎球菌	生後2カ月～60カ月（5歳未満）	
	四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）	生後2カ月～90カ月（7歳半未満）	
	麻しん・風しん混合	I期：生後12カ月～24カ月未満 II期：次年度就学予定児	☆麻しん、風しんにかかった方はご連絡ください。 ☆II期については年度当初にご案内します。
	水痘（みずぼうそう）	生後12カ月～生後36カ月未満	
	日本脳炎	I期：3歳～7歳半未満 II期：9歳～13歳	3歳児健診でご案内します。3歳未満でも接種が可能ですので、希望者はご連絡ください。特例措置の年齢もあります。
	二種混合（ジフテリア、破傷風）	小学6年生	年度当初に対象者にご案内します。
	子宮頸がん	12歳～16歳未満	年度当初に対象（中学1年生）にご案内します。 積極的に勧奨しない期間が終わりましたので、特例的に通知が来る方もいます。

■ 医療機関一覧

医療機関名 (電話番号)	ロタ		B 肝	H i b	小 児 用 肺 炎 球 菌	四 種 混 合	B C G	麻 し ん・ 風 し ん	水 痘	日 本 脳 炎	二 種 混 合	子宮頸がん			予約方法等
	ロ タ リ ッ ク ス	ロ タ テ ッ ク										サ ー バ リ ッ ク ス	ガ ー ダ シ ル	シ ル ガ ー ド	
町内	摩周厚生病院 (015-482-2241)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	1週間前に電話 (13:30～16:30) 予約 月～金 14:00
	弟子屈クリニック (015-482-2220)	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	1週間前に電話予約
	美里クリニック (015-482-8888)	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	1週間前に電話予約 1歳未満は接種不可
	川湯の森病院 (015-483-3121)	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	1週間前に電話予約
釧路市	市立釧路総合病院 (0154-41-6121)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1～第4水 予約なし 日本脳炎、子宮頸がんは 要予約
	釧路赤十字病院 (0154-22-7171)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	火 13:30～15:00 BCG 金 13:30～15:00 子宮頸がん 月～金 8:30～11:00 月水金 13:00～15:00
	さくま小児科 (0154-43-1177)	○ ※	×	○ ※	○ ※	○ ※	○	○	○	○ ※	○	×	○ ※	○	※は電話予約制 月～金 8:30～12:00 13:30～16:30 土 8:30～12:30
	堀口クリニック (0154-51-3827)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 月火水金 13:30～14:00 BCG 水のみ
釧路町	中沢医院 (0154-51-1001)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 予防接種優先時間帯 月水金 14:00～14:30 優先時間帯以外の希望は 要相談
	シロアム こどもクリニック (0154-41-5385)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	電話予約制 月～金 14:00～18:00 土 14:00
	遠矢クリニック (0154-40-5111)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	月～土 9:00～11:30 月火水金 15:00～18:30 1週間前に電話予約
	おひさまクリニック (0154-38-0005)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	Web事前受付(24時間可) 月火水金 9:30・14:00・ 16:30・17:00 水土 9:30 子宮頸がんは電話予約 ※曜日、来院時間で接種 できるワクチンが異なり ます。(詳細はHP要 確認)

任意接種

	予防接種名	接種場所	対 象	備 考
任意接種	インフルエンザ	弟子屈クリニック 美里クリニック	1歳～中学生まで	中学生以外は2回接種です。1回目は1,000円、2回目は500円で接種ができます。
	おたふく	摩周厚生病院 川湯の森病院	1歳～小学校就学前まで	小児科学会では2回接種をお勧めしていますが助成は1回で、無料で接種できます。

フッ素塗布

	実 施 日	場 所	受付時間	対 象	備 考
フッ素塗布	乳児健診と同日	福祉センター	9:30～9:50	(実施日に)満1歳児～就学前の子	☆母子手帳持参 ☆1人1回500円必要 ☆半年に1回塗布するとよいです。 ☆生えたばかりの歯ほど吸収されやすく、1歳くらいから塗ると効果的です。
	広報でしかがで別途お知らせします。	川湯保育園	10:00～10:20		

おとな

	実施日	場 所	受付時間	対 象	備 考
総合健診	春季に実施	跡佐登福祉の家	6:00～11:00	(特定健診は30歳以上の町民)	☆日程は広報でしかが、町公式ホームページ、チラシなどでお知らせします。 ☆申し込み必要 ☆検査項目:特定健診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、エキノコックス症、C型肝炎ウイルス検査、眼底検査、心電図検査 ※眼底検査、心電図検査は特定健診受診者限定です。
		美留和会館	6:00～10:30		
		福祉センター	6:00～11:00		
	秋季に実施	JA摩周湖	7:00～10:00		
		福祉センター	6:00～10:30		
		跡佐登福祉の家	6:30～10:30		
乳・子宮がん検診	夏季・冬季に実施	・福祉センター（検診車） ・釧路がん検診センター（バスの送迎もあります）		子宮がん20歳以上 乳がん40歳以上	☆日程は広報でしかが、町公式ホームページ、チラシなどでお知らせします。 ★申し込み必要 ★自己負担(助成後) 乳がん 1,000円(500円) 子宮がん 1,000円(500円) ※70～74歳の方は()内の金額。75歳以上、生活保護受給者、該当年度に40歳になる方は全て無料。 ・奇数年は奇数月(1・3・5・7・9・11月)、偶数年は偶数月(2・4・6・8・10・12月)生まれの方が助成対象です。
脳ドック健診	・40歳～74歳 ・摩周厚生病院で行う健診費用の3分の2を助成(上限2万円) ※治療状況や納税状況などにより、助成対象とならない場合があります。				
予防接種	高齢者肺炎球菌ワクチン:65歳の方を対象に、年度初めに案内を送付します。自己負担2,000円で受けられます。※自費で一度でも接種している方は助成の対象になりません。 インフルエンザワクチン:65歳以上または60～64歳で慢性高度心・腎・呼吸器不全などの方は、自己負担1,000円で受けられます。 新型コロナウイルスワクチン:65歳以上または60～64歳で慢性高度心・腎・呼吸器不全などの方が対象になります。自己負担額についてはお問い合わせください。 帯状疱疹ワクチン:50歳以上の方を対象に、1万円を上限に2回助成します。不活化ワクチンのみが対象となります。				
風しん抗体検査・風しん第5期定期接種		対象者へは個別に郵送でお知らせします。			

個別受診一覧

特定健診・各種がん検診は1年間を通じて個別に受診することもでき、個人負担金は町の検診と同じです。受診可能医療機関は次頁をご参照ください。
 「※」印箇所の健診をご希望の方は役場へ事前にご連絡ください。「※」印の無い項目は直接医療機関にお申し込みください。

医療機関		検診の種類 (国保の方のみ)	特定健診	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	乳がん (R6年は偶数月、 R7年は奇数月 生まれが対象)	子宮頸がん (R6年は偶数月、 R7年は奇数月 生まれが対象)	55・60・65歳の 女性のみのみ	骨粗鬆症 (年度40・45・50・ 55・60・65歳の 女性のみのみ)	肝炎(生涯に1度)	エキノコックス (5年に1度)	(妊婦年度40・50・60歳) 歯周疾患
町内	摩周厚生病院 015-482-2241 (74歳まで)	○※	○※	○※	○※	○※				○	○※	○※		
	弟子屈クリニック 015-482-2220	○※												
	川湯の森病院 015-483-3121	○※												
	高台歯科クリニック 015-482-4181													○
	富本歯科医院 015-482-1128													○
	川湯歯科診療所 015-483-3534													○
町外	釧路がん検診センター 0154-37-3370	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	※40歳のみのみ			
	市立釧路総合病院 0154-41-6121							○	○					
	釧路赤十字病院 0154-22-7171							○	○					
	釧路孝仁会記念病院 0154-39-1222							○	○					
	釧路労災病院 0154-22-7191							○	○					
	道東勤医協釧路協立病院 0154-24-6811							○						
	足立産婦人科クリニック 0154-25-7788								○					
	釧路レディースクリニック 0154-32-1020								○					
	ひろせクリニック 0154-64-6315							○						
	町立中標津病院 0153-72-8200								○※					
標茶町立病院 015-485-2135								○※						

歯周疾患健診

妊婦の方は母子手帳交付時に手渡し、その他の方は年度初めに無料クーポンを自宅に郵送します。案内に記載された町内歯科医院に予約が必要です。

その他

	実施日	場 所	時 間	対 象	備 考
健康相談	毎週月曜日	役場1階健康相談室	10:00～16:00	全町民	☆健康手帳のある人はご持参ください。 ☆介護や心の悩みなど、どんなことでも気軽に相談ください。 ☆母子手帳の発行も行っています。月曜日以外に来所される方は、事前にご連絡ください。 ※母子手帳発行の際に、個人番号通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

・赤ちゃんのこと、育児、その他介護の事や心の悩みなど、何でもご相談ください。電話相談も受け付けています。

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支えていくことを目的として設けられた制度で、介護を必要とする方が安心して健やかに生活するために利用できるサービスが、介護サービスです。

「65歳以上の方（第1号被保険者）」と、「医療保険に加入している40歳以上64歳以下の方（第2号被保険者）」のうち、要介護認定・要支援認定の申請をし、その認定結果が要支援1・2又は要介護1～5の方」にはこの介護サービスを利用する際に必要となる介護保険被保険者証が交付されますので、大切に保管してください。

また、この介護サービスを提供するために必要な財源の一部となるのが介護保険料ですので、納付方法が普通徴収の方は納期限までに忘れずに納入してください。

▶介護サービスの利用手順

- ①申請～「介護」が必要と感じたら、役場福祉課または川湯支所で要介護認定・要支援認定の申請をしてください。この申請に必要なものは次のとおりです。
- 「介護」を必要と認める方（本人）の介護保険被保険者証
 - 本人の医療保険被保険者証
 - 本人のマイナンバーカード

②認定調査～町の職員などが訪問し、本人の心身の状態などを調査します。

③審査・判定～認定調査の結果と、役場から本人の主治医に依頼して作成してもらった本人の心身の状態などが記載された意見書をもとに、本人に「介護」または「介護が必要とならないような支援（介護予防支援）」が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを弟子屈町介護認定審査会が、審査・判定します。

④認定結果の通知～審査・判定の結果をもとに、本人に「介護」または「介護予防支援」が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを弟子屈町長が認定し、その結果を申請した方などに通知します。なお、その認定結果が「要支援1・2」または「要介護1～5」の方には、併せて認定結果が記載された介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が交付されます。

⑤（介護予防）ケアプランの作成～認定結果が「要介護1～5」の方は居宅介護支援事業者（その方が介護保険施設に入所した場合はその施設）にケアプランの作成を依頼します。認定結果が「要支援1・2」の方は介護予防支援事業所に介護予防ケアプランの作成を依頼します。どちらの場合も（介護予防）ケアプランの作成を依頼された事業所のケアマネジャーは本人の心身の状態や本人などの意向・希望に応じて（介護予防）ケアプランを作成します。

⑥介護サービスの利用～認定結果が「要支援1・2」または「要介護1～5」の方は作成された（介護予防）ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。

⑦更新申請・区分変更申請～交付された介護保険被保険者証に記載された認定の有効期間が満了した後も引き続き介護サービスを利用したい場合はその有効期間が満了する前に要介護更新認定・要支援更新認定の申請をしてください。また、「必要とする介護が変わった」と感じたら要介護状態区分変更の申請をしてください。これらの申請に必要なものは①申請に必要なものと同じです。

▶利用できる介護サービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- （介護予防）訪問リハビリテーション
- 通所介護（デイサービス）
- （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
- （介護予防）短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- （介護予防）特定施設入居者生活介護
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- （介護予防）訪問看護
- （介護予防）居宅療養管理指導
- （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）
- 地域密着型通所介護
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護療養型医療施設 など

▶介護保険料の納入方法

- 65歳以上の方のうち、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の年額が18万円以上の方（一部の方を除きます。）は1年度に6回（4・6・8・10・12・2月）年金が支給される際に介護保険料が差し引かれ、その年金の保険者から弟子屈町に納入されます。これを「特別徴収」といいます。それ以外の方は1年度に5回（6・8・10・12・2月（4月以外の偶数月））納入書で弟子屈町に納入してもらいます。これを「普通徴収」といいます。
- 医療保険に加入している40歳以上64歳以下の方は、加入している医療保険の保険料に介護保険の保険料も含まれています。

▶65歳以上の方が介護保険料を滞納した場合の給付制限

- 介護保険料を1年以上滞納した場合は、介護サービスの利用費用の全額を、一時、利用者に全部負担してもらいます。その後、申請によって介護保険給付額を利用者に払い戻しますが、1年6ヶ月以上滞納した場合は、申請によって利用者に払い戻す介護保険給付額からその一部または全部を差し止めます。
- 介護保険料を2年以上滞納した場合は、2年以上滞納した介護保険料を時効消滅させ、その時効消滅させた期間に応じて、通常、介護サービスの利用費用の1割、2割または3割である利用者負担を3割または4割にします。また、高額介護（予防）サービス費・高額医療合算介護（予防）サービス費・特定入所者介護（予防）サービス費は支給しません。

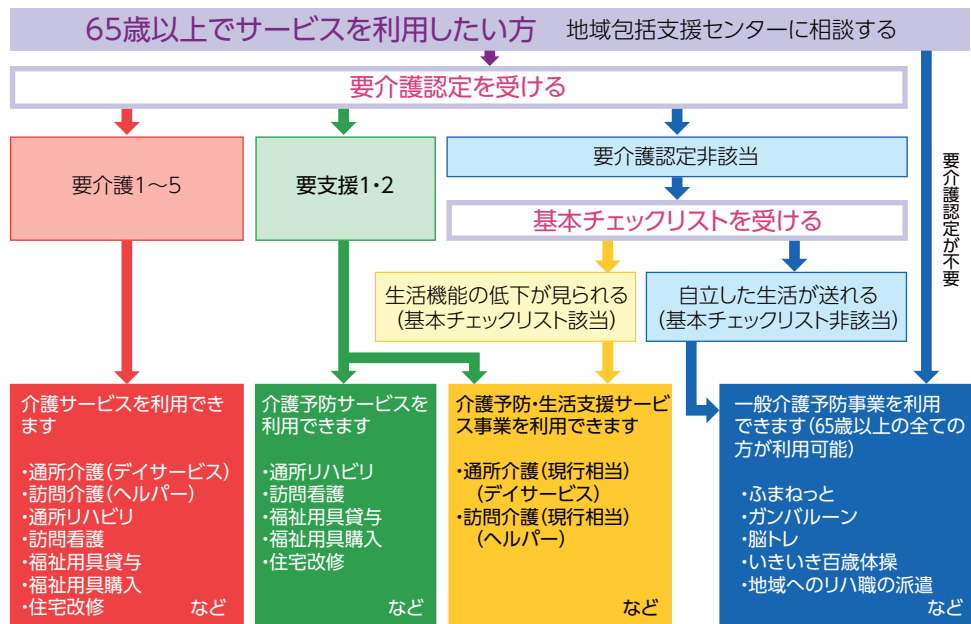
▶介護予防・日常生活支援総合事業

町では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しています。これまで介護保険のサービスであった要支援1・2の方の「介護予防訪問介護（ヘルパー）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を町の事業として実施しています。

■総合事業の利用手順

申請から介護（予防）サービスの利用までは「▶介護サービスの利用手順①～⑦（18ページ）」と同様です。

■利用できる総合事業



①介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）
- 通所型サービス（介護予防通所が介護相当）

②一般介護予防事業

弟子屈町内では、さまざまな介護予防サークルが開催されています。

◆ふまねっと 音楽に合わせて、マスを踏まないようにさまざまなステップをしたり、交差したりすることで楽しみながら脳を活性化させます。

◆ガンバルーン 柔らかく、軽いゴムボールを使って、ストレッチやゲームを楽しみます。

◆脳トレ 笑いを交えたゲームで楽しく脳を活性化させます。

◆菜の花会 みにデイ：月1回集まっておしゃべりや食事を楽しみます。

◆いきいき百歳体操 ビデオに合わせて、おもりの使った穏やかな筋トレを行います。

その他にも、小さな体操などさまざまなサークルがありますので、参加したい方、サークルを立ち上げたい方、ご興味のある方は、福祉課地域包括支援係へご連絡ください。

- ふまねっと、ガンバルーン、脳トレ、菜の花みにデイでは、サポーターやボランティアを募集しています。
- お住いの自治会や老人クラブで、ふまねっとやいきいき百歳体操を開催しませんか？百歳体操は気の合う仲間同士での開催もできます。



▶ 地域包括支援センター

■何でもご相談ください(総合相談)

65歳以上の皆さんやそのご家族の相談を受け、様々な制度やサービスに関する情報を提供します。

■皆さんの権利を守ります(権利擁護)

65歳以上の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つ様々な権利を守ります。成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害などに対応します。

■認知症の方とそのご家族を支援します。

ご本人、ご家族や近隣の方などの認知症の相談に応じます。また、認知症への理解を含め、安心して地域で暮らせるよう支援します。

- 相談を受け付けています／電話、来庁、訪問やメールなど
- 認知症サポーター養成講座の開催／希望がある方はご連絡ください。

福祉

▶ 弟子屈町社会福祉協議会が実施している「在宅福祉」サービスのいろいろ

■入浴サービス【高齢者・障がい者】(無料)

家庭内において入浴の困難な寝たきり高齢者などに対し、週1回(水曜日)特養摩周の特殊浴槽を利用して入浴サービスを実施します。

■移送サービス【高齢者・障がい者】(無料)

疾病や高齢化により身体機能の低下した方で、公共交通機関などを利用して通院することが困難な方に対し、移送サービスを実施します。(対象には、一定要件を要します。)

■ひとり暮らし高齢者訪問サービス【高齢者】(無料)

安否確認や励ましが必要と思われるひとり暮らしの70歳以上の町民を対象に、ヤフルト販売員が乳酸菌飲料を持参して訪問し、安否確認や声かけなどを実施します。

■除雪サービス【高齢者・障がい者】(無料)

自宅前の通路を自力で除雪することが困難な、おおむね70歳以上の高齢者世帯および重度心身の障がい者世帯に対し除雪援助を行い、避難通路の確保を行います。(一定要件を満たす世帯)

■給食サービス【高齢者】(有料)

ひとり暮らし高齢者および高齢者夫婦世帯などで食事を作ることが困難な世帯に定期的に食事を届け、食事の確保と安否の確認を実施します。

- SOSネットワーク／徘徊などで行方不明になる可能性のある方の情報を町や警察などで共有したり、行方不明になった時に捜索したりします。
- かんたん位置情報サービス／徘徊などで行方不明になる可能性のある方の場所を、ご家族が把握できるようGPS(衛星位置情報測定システム)端末を貸し出します(月に800円程度の利用料がかかります)
- チームオレンジ／町在宅の40歳以上の方で、認知症などで困りの方とそのご家族が対象です。訪問して相談し認知症サポート医の助言のもと支援を行います。地域包括支援センターの医療職・介護職などがチーム員として活動します。

■地域支えあい推進会議について

地域にある自然な支えあいは、介護が必要になっても住み慣れた地域に暮らし続けるカギとなります。持続可能な支えあいとは何か、そしてそれを実現する方法を弟子屈町に住むさまざまな人たちと考える場を開き「自然な支えあいのある地域づくり」を話し合っていく会議体です。

■屋根の雪下ろし費助成事業【高齢者・障がい者】(費用の一部助成)

おおむね70歳以上の高齢者世帯または障がい者世帯で落雪などによる危険があると判断された世帯に対して、屋根の雪下ろし費用の一部助成をおこないます。(判断基準、補助上限、補助回数などの上限があります。)

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会

中央2丁目10番25号 ☎482-1054

▶ 福祉サービスのいろいろ

■助成・給付手当などの各種制度

- 在宅福祉機器貸付
- 要介護者等家族介護用品支給
- 福祉灯油等購入の助成

▶暮らしを支える諸制度

- 生活保護
- 特別児童扶養手当
- 生活福祉資金の融資のあっせん

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054

▶福祉の湯

65歳以上の方、障がい者、ひとり親家庭などの方は、月額150円で利用できます。また、福祉センターを利用された一般の方は1回200円で利用できます。

☎弟子屈町社会老人福祉センター ☎482-1054
(毎週月曜日休館)

☎川湯福祉の湯 ☎483-2720 (毎週火曜日休館)
(開館時間は9:00~20:00。ただし、11月1日から翌年4月30日の期間は上記休館日のほか、弟子屈町社会老人福祉センターは、毎週木曜日休み。川湯福祉の湯は、毎週金曜日休み。)

▶障がい者(児)福祉サービス

- 身体障がい者(児)相談(無料)
- 身体・精神・知的障がい者(児)への自立支援制度
- 緊急通報システム設置事業(通話料が有料)
- 除雪サービス(無料)※
- 入浴サービス(無料)※
- 移送サービス(無料)※

※これらのサービスのお問い合わせは、

☎社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054

▶民生委員・児童委員は、地域の相談員

町内の各地域には民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は皆さんの地域でともに生活し、住みよい地域づくりに取り組んでいます。何かお悩み事や困り事がありましたら、お気軽にご相談ください。

子育て・医療費助成

▶子育てを支える諸制度

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 赤ちゃんすくすく応援券の交付(乳児期用子育て用品購入の助成のための15万円分の商品券の交付)
- 保育料などの助成(保育料および給食費の無償化)
- 母子寡婦福祉資金(就学資金・就職支度資金など)のあっせんを行っています。

▶高校生世代までの入院・通院医療費助成(Fureca)

高校生世代(18歳に達する年度の3月31日)までのお子さんの入院・通院にかかる医療費負担をポイント換算し、町内の取扱登録店で利用できる金券と交換します。子育て中のご家庭への経済的支援と、町内消費の活性化につなげることを目的としています。

..... Fureca交換までの流れ



■助成・給付手当等の各種制度

- 補装具・日常生活用具の給付(一部有料)
- 在宅福祉機器貸与
- 人工透析通院者への通院費の助成
- 施設入所者への帰省交通費の助成
- 在宅精神障害者通所施設等の交通費助成
- 要介護者等家族介護用品支給
- 障害児福祉手当(所得制限あり)
- 特別障害者手当(所得制限あり)
- 介護手当(要件あり)
- 自動車税・自動車取得税の軽減措置(要件あり)
- NHK放送受信料減免(要件あり)
- 福祉灯油等購入の助成
- 重度心身障害者への医療費の助成

■助成の内容

- ポイントの対象は、お子さんが医科や歯科への入院、通院または医師の処方による調剤に支払った保険分の自己負担額となり、1円=1ポイントに換算し、累積500ポイントごとに500円分の金券と交換できます(入院のベッド代、食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外)。
- なお、他の医療費助成制度を受けられる場合は、助成額を控除した額となります。
- 町内の金券取扱店は金券発行時に窓口でご案内します。
- ※学校でのケガにより保険請求されているものは、本事業の対象外です。
- 令和6年8月診療分より高校生世代までの医療機関窓口における自己負担額がなくなります(保険適用分に限る)。
- そのため、令和6年7月分までの領収書はフレカにてポイント還元となりますので、手続きについてはお早めをお願いいたします(令和6年度末までポイント還元などの手続きは可能です)。



■ 利用の手続き

- ・初回申請時は役場窓口にて医療機関の領収書をお持ちください。
- ・申請する医療費については、1カ月ごとにまとめて窓口にお持ちください。
- ・ポイント交換できる期間は、領収書の発行から2年間です。忘れずお早めの手続きをお願いします。
- ・ポイントカードを紛失、破損など場合は、再交付できますので申し出てください。
- ・ポイントカードの有効期間は1年間、金券の有効期限は発行日から6カ月間となりますので、ご注意ください。
- ・保護者の方が、確定申告で医療費控除を受ける場合、本事業によるポイント付与分は申告する医療費から差し引く必要がありますので、ご注意ください。

▶ 乳幼児および児童の医療費助成

就学前のお子さん（6歳に到達した年度末まで）に掛かる医療費の一部を助成します。

小学生のお子さんについては入院にかかる医療費の一部を助成します（申請が必要です）。

※保護者の所得に応じて該当・非該当などの判断をします。

令和6年8月診療分より、町に住民票のあるお子さん（18歳到達の年度末まで）の入院・通院にかかる費用を全額助成します（保険適用分に限る）。

※令和6年8月より、生計を維持する方の所得制限を廃止します。

▶ ひとり親家庭等の児童および親の医療費助成

次のいずれかに当てはまる場合には、親・子どもの入院にかかる医療費の一部を助成します。

令和6年8月診療分より、町に住民票のあるお子さん（18歳到達の年度末まで）の入院・通院にかかる費用を全額助成します（保険適用分に限る）。

■ 対象

- ・ひとり親家庭や両親の死亡・行方不明などにより、他の家庭で扶養・監護されている18歳未満の子とその親。
 - ・ひとり親家庭で扶養されている18歳未満の子とその親。（在学により子と親が同居している場合も申請すると20歳まで対象となります）
- ※主に生計を維持している人の所得に応じて該当・非該当の判断をします。



▶ 子育て家庭を応援します

図 子育て支援センター「ひなたぼっこ」 ☎482-5667
桜丘3丁目5-6（こども支援センター内）

子育て中の親子が利用できる施設です。保護者や乳幼児が集まり、育児相談・情報交換・親子で遊べる場として、気軽に利用できる場です。※日程は、毎月の広報や公共施設の掲示板でご案内しています。子育て相談も、毎週月曜日から金曜日の9:00～17:00まで行っていますのでお気軽にご利用ください。

▶ 子どもの発達のことで悩んでいたら

■ 発達、療育相談

図 こども発達支援センター「もくば」 ☎482-3093
桜丘3丁目5-6（こども支援センター内）

乳児から小学校6年生までのお子さんの発達（ことば・運動・情緒など）に心配がある場合は、そのお子さんの状況に応じ相談および療育支援を行います。

また、理学療法士（運動）心理士など関係機関の専門スタッフに発達相談をすることもできます。

▶ 保育園、認定こども園

保育園、認定こども園は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行う施設です。

認可保育園（対象年齢／0歳～5歳）

図 認定こども園ましゅう ☎482-2444
泉1丁目11-1

図 町立川湯保育園 ☎486-9101
川湯温泉4丁目15-8

▶ 保育園・認定こども園就園支援事業 ▶ 特定教育・保育等利用に係る 実費徴収補足給付事業

保育園と認定こども園の保育料・給食費の無償化（令和4年4月より）により、経済的負担軽減の支援を行います。また、市町村民税が非課税の低所得世帯に対し、各園が独自に徴収する、通園バスや物品購入に係る費用の補足給付を行います。

対象となるお子さんがいらっしゃる世帯には、保育園・認定こども園を通じてお知らせします。

▶ 子どもたちの健全育成のために

■ 放課後児童クラブ

町では、昼間就業などで自宅に保護者のいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し健全に育成する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を町内の下記施設で行っています。

- ・にこにこクラブ（弟子屈小学校内）
- ・わんぱくクラブ（川湯小学校内）

利用を希望される方は各施設の放課後児童支援員または、**図 役場健康こども課 ☎482-2935**（課直通）までお問い合わせください。



教育・文化・スポーツ

最新の情報は
こちら➡



小・中学校と高校

図 教育委員会管理課 ☎482-2945（課直通）

▶ 小学校

図 弟子屈小学校 ☎482-2044 中央2丁目1-1

川湯小学校 ☎483-2041 川湯温泉4丁目15-10

和琴小学校 ☎484-2061 字屈斜路260番地1

美留和小学校 ☎482-1097 字美留和82番地1

▶ 中学校

図 弟子屈中学校 ☎482-2071 美里1丁目3-1

川湯中学校 ☎483-2337 川湯温泉7丁目3-11

■ 児童生徒の転入・転出手続き（小中学校の転校）について

① 弟子屈町内で転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書（前の学校のもの）をもらって、環境生活課の窓口で転居手続きを済ませてから、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

② 町外から弟子屈町に転校する場合

環境生活課の窓口で転入手続きを済ませてから、以前の学校からもらった在学証明書・教科書給与証明書を持参して、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

③ 弟子屈町から町外に転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書を在学していた学校からもらい、環境生活課の窓口で転出手続きを済ませてから、転校先の教育委員会へ提出してください。

■ 就学援助について

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方、および特別支援学級に入級されている児童生徒の保護者の方に対し、修学旅行費、学用品費などの援助を行っています。

図 教育委員会管理課学校教育係 ☎482-2945（課直通）
へお問い合わせください。

▶ 高校

図 北海道弟子屈高等学校（全日制 普通科） ☎482-2237 高米3丁目3-20

▶ 大学・大学院・看護師等養成機関

■ 医師、看護師等修学資金貸付事業について

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師および、介護福祉士などを養成して将来町内の医療機関および、福祉施設に勤務しようとする方に対して修学資金の貸付をしています。

図 健康こども課 ☎482-2935（課直通）へお問い合わせください。

■ 奨学金について

大学・短期大学・各種専門学校・高等専門学校および高等学校に在学中（4月入学を含む）の学生、生徒のうち、経済的事項のある方に、学費の一部を奨学金として貸与しています。卒業後は、15年以内に返還していただきます。

■ 奨学金返還支援

令和6年度から奨学金返還支援を始めます。弟子屈町に1年以上在住し、町や日本学生支援機構などの奨学金を返還中の方に返還金の全部または一部を翌年に補助します。

■ 交通遺児奨学資金について

交通事故により遺児となった子どもを扶養している保護者に対し、遺児の育英と保護者の経済負担の軽減を図るため、交通遺児就学資金を支給します。

図 教育委員会管理課総務係 ☎482-2945（課直通）へお問い合わせください。



生涯学習

問教育委員会社会教育課 ☎482-2948 (課直通)
問弟子屈町公民館 ☎482-2340 FAX482-2343

生涯学習まちづくりふれあいトーク 町の職員を講師説明員として派遣します。是非ご利用ください！

▶ 出前講座

町では、「生涯学習まちづくりふれあいトーク」講師派遣の受け付けをしています。このふれあいトークは、町民の皆さんの要望に応じて、皆さんのお手元へ行政の取り組みや事業の内容、施設の概要などのお話を届けます。たくさんのご利用をお待ちしています。

■ 申し込み

ふれあいトークに講師説明員の派遣申込みができるのは、原則として町内に在住、在勤している10人以上の方が参加される団体およびグループです。

■ 開催時間と会場は

時間は10:00～21:00の間の1時間以内とし、会場は町内に限ります。この制度は、町民の皆さんが主催する催しに、担当課の職員を講師説明員として派遣する制度です。会場の確保、催しの周知などは、主催者側でお願いします。

■ 申し込み方法は

講師説明員の派遣を希望される団体の代表者は、原則として開催しようとする日の2週間前までに、教育委員会社会教育課にお申し込みください。なお、担当課の業務や講師となる職員の日程などの関係で、開催日時などの希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、このふれあいトークの講師説明員は、町行政の担当職員が行います。説明に関する質疑・意見交換は行いますが、苦情や要望の場ではありませんので、あらかじめご了承ください。なお、開催時間は、決められた時間内で終わるようにお願いします。

・申し込みと問い合わせ先は、**問教育委員会社会教育課**まで

▶ 生涯学習講演会

町内の各種団体などと連携しながら「生涯学習講演会」の開催を予定しています。開催時期が確定しましたら、あらためて広報紙やチラシなどでご連絡します。また、講演内容などご希望がありましたら、ぜひお申し出ください。

▶ 生涯学習だより

町民を対象とする各種行事やさまざまな事柄を広報紙に掲載し、情報を発信します。

生涯学習を支える社会教育事業 年間を通して、各種事業を行います。

▶ 弟子屈町公民館

生涯学習や社会教育の核となる施設です。

◆開館時間 平日 9:00～21:00

土日 9:00～17:00

◆休館日 祝祭日・年末年始（12月28日～1月3日）

◆利用できる場所 会議室、研修室、和室、講堂

◆利用の申し込み・お問い合わせ

弟子屈町公民館まで

■ 開講講座「弟子屈町民大学校」

● 公民館講座

・対象者 町民の方

・内容 歴史、文化、スポーツ活動など幅広い分野で楽しく自由に学べる講座を開講します。興味や関心のある講座のみの受講も可能です。講座の内容や日程などの詳細については、広報紙、町公式ホームページ、新聞折り込みチラシなどでお知らせします。

・弟子屈学知賞 全講座の6割以上参加された方に「弟子屈学知賞」を授与します。

● 「生きがい講座」（高齢者教育事業）

・対象者 60歳以上の町民の方

・内容 弟子屈学級・川湯学級の2学級が1年間を通して研修・交流を行います。詳しい学習内容や受講方法などは、公民館学習推進係にお問い合わせください。

■ 公民館事業

各種ロビー展（サークル・個人）をはじめ、町内外での芸術鑑賞事業（コンサート、演劇）などを開催します。日程などの詳細については、広報紙、町公式ホームページ、新聞折り込みチラシなどでお知らせします。

町民の皆さんの受講をお待ちしております。



▶ 青少年健全育成事業

◆対象者 小・中学生および高校生

◆内容 将来を担う子どもたちを対象に、自然体験活動や非日常生活体験を通じ、青少年健全育成を図る事業です。

■ 青少年健全育成事業

事業名	内容
少年の主張弟子屈大会	町内各中学校の代表者が日頃抱えている思いや考えを発表する大会を開催。最優秀賞受賞者を釧路総合振興局地区大会へ推薦する。
てしかが子どもクラブ	文化・スポーツなど、ふるさと弟子屈ならではのさまざまな取り組みを通じた学びの活動。
海の子・山の子ふるさと交流	白糠町との交流事業。開催地は弟子屈と白糠で交互に実施。

▶ 芸術鑑賞事業

◆対象者 幼児、小・中学生および高校生

◆内容 将来を担う子どもたちを対象に、芸術鑑賞の機会を提供し、教育を図る事業です。

事業名	内容
児童生徒芸術鑑賞事業（弟子屈高校支援事業）	町内の小・中・高校生が一堂に会し、さまざまな鑑賞事業を実施。
幼児芸術鑑賞事業	町内の幼児を対象として、鑑賞事業を実施。（主に人形劇）
町内児童生徒作品展覧会	公民館を会場に町内各小・中学校の児童生徒が制作した作品の展覧会を催し、町民に見ていただく機会を設ける。

▶ 芸術鑑賞バス事業

◆対象者 町民の方ならどなたでも（自己負担を伴うものや対象者数限定あり）

◆内容 幼児や児童を含む町民の皆さんに芸術鑑賞の機会を提供します。また、芸術鑑賞の機会が少ない地域のため、近隣市町村で開催される各種芸術公演などへ生涯学習バスを運行します。

事業名	内容
芸術鑑賞バス事業	近隣市町村で開催される各種芸術公演へ生涯学習バスを運行。

※各種催しの日程・内容については決定次第、広報紙や町公式ホームページ・チラシを通じてご案内しますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

▶ 家庭教育促進事業

- ・生涯学習講演会などで家庭教育に関する情報を提供し、家庭教育の啓発を図ります。
- ・家庭教育冊子「子どもの成長を願って」を作成し、小・中学校の新入生のいる家庭に配布しています。

▶ まちづくり人財バンク事業

自分の経験や知識、技術などを活かして地域の人たちの趣味やまちづくり活動に役立てたい、または、そうした活動をお手伝いしたい個人や団体の登録を受け付け、地域の皆さんをつなぐことで、人財のネットワーク化や相互の交流を図り、まちづくりの担い手の育成と活用を図ることを目的としています。多くの方に登録・活用していただく制度となっていますので、ぜひご登録し活用してください。登録情報は、町公式ホームページでご確認ください。※弟子屈町にとって人は財産であるため、「人の材料」ではなく、「人の財産」という意味を込めて「人財」としています。



生涯スポーツを通して健康体力づくり 生涯スポーツを通して体力の向上を図るため、各種スポーツの講習会や教室を開催しています。多くの方のご参加をお待ちしています。

健康・体力向上講座

- ◆内 容 各自の体力を把握し、日頃の運動不足、健康維持、体力増進を目的に開催します。また、地域の要望に応じて講師を派遣します。
- ◆対 象 一般・高齢者の方
- ・予定している主な種目
- ニュースポーツ（ペタンク、フロアカーリング、スポーツ吹矢）

スポーツ体験教室

- ◆内 容 さまざまなスポーツを体験する教室を開催。また、地域を巡回してスポーツの普及を図り、健康の維持に努めます。
- ◆対 象 幼児から一般まで

事業名	備 考
ニュースポーツ教室	ニュースポーツを紹介し、スポーツの普及を図ることを目的とする
地域巡回スポーツ教室	町内5会場でニュースポーツを紹介し、スポーツの普及を図ることを目的とする
ウインタースポーツ教室	ウインタースポーツ（スケート）の楽しさや冬季間の運動不足解消を目的とする

社会教育事業

事業名	備 考
AED取り扱い説明会	AEDの取り扱い方法を学び、スポーツ実施時などにおける安全対策を目的とする
摩周ウォークラリーゲーム	歩くことの楽しさを学び、参加者の交流を図ることを目的とする
美羅尾山ろく完走マラソン大会	毎年、体育の日の行事として開催される、各自の体力に合わせた健康マラソン大会
ジュニアアスリートコンディショニング教室	年3回理学療法士を講師に招き、ケガの予防や体幹トレーニングを学ぶ

社会教育支援事業（支援事業）

事業名	備 考
文化・スポーツ少年団交流事業	夏季：体力測定会などを行い、各自の体力を把握させる 冬季：ニュースポーツで各団の交流を図る

摩周ふれあいスポーツクラブ

単一種目だけではなく、多種多様のスポーツを行い、会員間の親睦と交流を図り、後世に継承していくことが目的のクラブです。なお、クラブ活動をとともにすると、数種目ごとに加入するスポーツ保険料が1つとなるだけでなく、実際に行ってみたい種目を企画・立案することもできますので、ぜひ、この機会にクラブへ加入してみませんか。クラブでは、下記のとおり事業を計画しています。

年会費 65歳以上2,000円 中学生以上3,000円 小学生以下1,000円（ともに年間のスポーツ安全保険料含む）

定期事業（教育委員会共催）

事業名	備 考
定期スポーツ教室①	卓球やバトミントンなどの教室(会場：弟子屈小学校)
定期スポーツ教室②	ミニテニスの教室(会場：弟子屈中学校)
定期スポーツ教室③	昼間開催の卓球教室(会場：公民館)
ソフトエアロビクス教室	町外の指導者による昼間開催の健康教室(会場：公民館・修武館)
ヨガ教室	町外の指導者による夜間開催の健康教室(会場：公民館)
ボディーコンディショニング教室	町内の指導者による夜間開催の健康教室(会場：公民館)

スポーツ用具の貸し出し

教育委員会社会教育課では、次のスポーツ用具の貸し出しを行っています。

- ・タグラグビー 1セット
- ・パークゴルフ用具 37セット
- ・フロアカーリング 2組
- ・スポーツ吹き矢 3セット
- ・ミニテニスラケット 10本
- ・室内ペタンク用具 2セット
- ・ドッジビー 10枚
- ・キンボール 1セット
- ・運動会用具（スタートピストル・リレーバトンなど）
- ・歩くスキー 14セット
- ・スノーシュー 大人10組
- ・ポッチャ 1セット

- ・AED 1台（AEDの貸し出しについては、教育委員会主催の講習会を受講した方を対象とします。なお数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。）（社会教育課スポーツ係）

水泳教室

お問い合わせ先 川湯屋内温水プール（川湯温泉3丁目2-35） ☎483-2072

川湯温泉プールでは、幼児から高齢者までの水泳教室を開催しています。泳げない人が泳げるまでの水泳教室の開催や、健康維持のための水中運動など内容盛りだくさんです。

※日程は、毎月の広報紙に掲載しています。ぜひご参加ください。

水泳教室等

月 日	事業名	備 考
毎週土曜日 (4月～11月)	幼児水泳教室	4～5歳児を中心に楽しく遊び、水と親しみながら泳力を付けていく教室（町民に限る）
毎週土曜日 (4月～11月)	小学生教室	小学生を対象に楽しく遊び、水と親しみながら泳力を付けていく教室（町民に限る）
毎週木・金曜日	がんばれ水泳教室	4泳法の向上・技術・泳力の向上
毎週木曜日	水中運動教室	泳げない方でも水中に入り安心して行える運動
毎週水曜日	水中ジョギング教室	水の特性と効果を利用し、泳げない方でも安心して行える水中歩行
毎週金曜日 (4月～10月)	親子水泳教室	親子で楽しく遊び、水と親しみながら体力を付けていく教室
毎週水・木・金・土・日曜日	フリー教室	自由に泳ぐ・歩く教室

主な学習・スポーツ施設

教育委員会社会教育課 ☎482-2948（課直通）
観光商工課 ☎482-2940（課直通）
環境生活課 ☎482-2934（課直通） 農林課 ☎482-2936（課直通）

体験学習施設

大鵬相撲記念館（観光商工課） ☎483-2924（川湯温泉2丁目1-20）

郷土の誇りである不滅の大横綱「故大鵬幸喜」の優勝額をはじめとした記録が、一目でわかる施設です。

◆開館時間 9:00～17:00

（開館時間は変わる場合がありますので直接お問い合わせください）

◆休 館 日 年中無休

◆入 館 料 大人（高校生以上）420円 子ども（小中学生）200円

屈斜路コタンアイヌ民族資料館（社会教育課） ☎484-2128（屈斜路市街1条通14番地）

昔からこの地に住んでいたアイヌ民族の生活や文化について紹介。また縄文時代から現代に至るまでのコタンの歴史などについても展示しています。

◆開館期間 4月10日～11月30日（期間中無休）

◆開館時間 9:00～17:00

◆入 館 料 大人（高校生以上）420円 子ども（小中学生）280円

◆休館期間中の問い合わせ先 教育委員会社会教育課 ☎482-2948（課直通）

川湯ビジターセンター ☎483-4100 (川湯温泉2丁目2-6)

川湯の自然や歴史・文化を紹介しています。周辺の森を散策するガイドウォークやクラフト体験コーナーがあり、カフェが併設されています。

◆開館時間 4月～10月…8:00～17:00 11月～3月…9:00～16:00

◆休館日 水曜日 (祝祭日の場合は翌日休館)、年末年始 (12月29日～1月3日)
※7月第3週～8月31日は無休

◆入館料 無料

ふるさと歴史館 (社会教育課)

☎482-2368 (事務室) / ☎482-1616 (図書館) / (摩周3丁目3-1 釧路圏摩周観光文化センター内)

更科源蔵文学資料館、弟子屈町郷土資料館「蔵」、種市佐改「旅と観光のコレクション」から構成される施設です。文学者・更科源蔵氏に関する資料、生活用品等の民具、元国鉄職員・種市佐改氏が収集したコレクションを展示しています。

◆開館時間 9:00～17:00

◆休館日 火曜日・祝祭日翌日および年末年始

◆入館料 無料

川湯ふるさと館 (農林課) ☎483-2060 (川湯温泉2丁目3-40)

交流室、研修室などのほか、チーズ加工室や実習室もある施設です。

◆開館時間 9:00～21:00

◆休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始

川湯屋内温水プール (社会教育課) ☎483-2072 (川湯温泉3丁目2-35)

25mの6コースと幼児用プールを持つ温水プールです。水泳教室や水中運動教室も開催しています。ぜひご利用ください。

◆開館時間 10:00～17:00

◆休館日 月・火曜日および祝祭日の翌日・年末年始 (12月30日～1月5日)

◆使用料 一般550円 高校生以下と65歳以上の方は無料
※ただし町民以外の方は、一般550円 高校生220円 小・中学生110円

パークゴルフ場 (社会教育課) ☎482-2948 (課直通)

きゅうまるまる
◆900草原パークゴルフ場 釧別原野 36ホール (総延長1,867m)
※国際パークゴルフ協会公認

◆川湯温泉パークゴルフ場 川湯温泉4丁目 18ホール (総延長851m)

◆川湯駅前パークゴルフ場 川湯駅前2丁目 18ホール (総延長770m)

◆屈斜路パークゴルフ場 屈斜路 18ホール (総延長826m)

◆奥春別パークゴルフ場 奥春別 36ホール (総延長1,615m)

◆釧別河川敷パークゴルフ場 泉 36ホール (総延長1,360m)

その他のスポーツ施設

◆修武館 ☎482-1235 高栄2丁目 柔道、剣道、空手

◆町営スピードスケート場 ☎482-2948 摩周4丁目 400m

◆町営野球場 美里1丁目 1面

☎教育委員会社会教育課 ☎482-2948 (課直通)

◆桜丘森林公園クロスカントリーコース 桜丘2丁目 2.1km

☎教育委員会社会教育課 ☎482-2948 (課直通)

◆桜丘歩くスキーコース 桜丘2丁目 750m、3km、5km

☎教育委員会社会教育課 ☎482-2948 (課直通)

◆屈斜路ウォータースポーツ交流公園

☎屈斜路ウォータースポーツ交流公園事務所 ☎484-2180 (5月上旬～10月下旬)

環境生活課環境係 ☎486-2934 (課直通)

まちの文化団体・体育団体

☎教育委員会社会教育課 ☎482-2948 (課直通)

▶ 弟子屈町文化協会について

弟子屈町文化協会は、地域文化の普及発展に貢献することを目的として設立されました。

現在、10団体が加盟し、活発に活動しています。

お問い合わせは ☎社会教育課社会教育係 ☎482-2948

▶ 加盟団体 (令和6年1月現在)

摩周多夢寮	聖月流同好会	生田流琴友会
しらかば合唱会	摩周歌謡カラオケクラブ	川上シンフォニア・ウインド・アンサンブル
日本民謡三絃渡邊孝帆会	川湯ばやし保存会	アイランドバトンクラブ
清流吟詠会		

▶ その他の文化団体

ヤマハ弟子屈音楽教室	弟子屈囲碁同好会	川湯囲碁倶楽部
摩周焼陶芸教室	創作人形YOUの会	アートフラワーマーガレット同好会
絵手紙摩周湖	茶道表千家三翠会	きずなのなかま達
ステンシルボタニカルアソシエーション	無理のないギター会	クラフト摩周
美留和フラダンス同好会	ひまわり会	摩周吟詠会
てしかが郷土研究会		

▶ 弟子屈町スポーツ協会について

弟子屈町スポーツ協会は、町民がさまざまなスポーツに親しむことができる事業やスポーツ振興に関する事業を行うことによって町民の健康促進と明るいき豊かな社会づくりに寄与することを目的として設立されました。

現在16団体が加盟し、いきいきと活動しています。

お問い合わせは ☎社会教育課スポーツ係 ☎482-2948

▶ 加盟団体 (令和6年1月現在)

ソフトボール協会	軟式野球連盟	ソフトテニス協会
スケート協会	剣道同好会	卓球協会
ゲートボール協会	柔道協会	バドミントン協会
バスケットボール協会	水泳協会	パークゴルフ協会
セーリング協会	摩周山岳協会	摩周サイクリング協会
テニス協会		

▶ 文化・スポーツ少年団加盟団体 (令和6年1月現在)

KAWAYU (スポーツ全般)	弟子屈スピードスケート	摩周ジャガーズ (野球)
弟子屈剣道	弟子屈ソフトテニス	弟子屈バレーボール
摩周サッカー	弟子屈卓球	I&Mバトンスタジオ
弟子屈吹奏楽	弟子屈柔道	弟子屈バスケットボール
川湯ダンスクラブ	弟子屈居合道	

▶くらしの中に図書館を

■ 弟子屈町図書館 ☎482-1616(中央2丁目4-1)

◆開館時間 火曜日～金曜日…10:00～18:00 土・日曜日…10:00～17:00

◆休館日 月曜日、祝祭日、毎月第4金曜日(祝祭日の場合は前日)、年末年始、図書整理期間

◆インターネットで資料の検索・予約ができます

弟子屈町図書館ホームページから、図書館の本を検索したり、貸出中の本への予約手続きをすることができます。ご利用の手続きなど詳しくは図書館窓口でおたずねいただくか、図書館のホームページでご確認ください。



右の二次元コードを読み取ると、弟子屈町図書館のページにアクセスできます。

◆図書館バス

毎週木曜日に町内15ステーションで図書館バスを運行していますので、ぜひご利用ください。なお、運行予定は図書館にお問い合わせいただくか、広報紙や町公式ホームページでご確認ください。

◆図書館事業

・読み聞かせ 絵本の会「おはなしはらっぱ」では毎週土曜日13:00から、幼児・小学生を対象に絵本の読み聞かせを行っています。親子でぜひお越しください。

・読書活動推進事業 さまざまなテーマによる特集展示の実施、数冊の絵本をセットにした絵本パックスの貸出し、絵本作家などの本に関する方を講師とした読書活動講演会など、読書に親しむための事業を実施しています。

町の情報発信

町では、さまざまな手段で弟子屈についての情報発信を行っています。使用方法をお試しいただくか、2次元バーコードを読み取ってぜひご利用ください。

■ LINE



当アカウントをお友達登録している方へ毎週金曜日に「イベント・町政情報」を配信しているほか、「図書館」「ゴミの分別」などキーワードを話しかけると、自動メッセージでお返事をします。災害時には緊急情報をすぐ受け取ることができます。



■ ユーチューブ



町公式ユーチューブチャンネルでは、弟子屈で頑張る人・企業に密着する「ムーブてしかが」、弟子屈町の旬な状況をお届けする「弟子屈町公式ニュース」などを配信しています。

町内イベント、時には町民同士の座談会や討論会を生配信する「生ムーブてしかが」も定期的に開催しています。



■ X (旧ツイッター)



町公式X (旧ツイッター)では、当町の魅力を掲載・配信しています。X (旧ツイッター)の特徴である「拡散性の高さ」「情報伝達の即時性」を活かし、町民の皆さんはもとより全国の皆さんに弟子屈町をより身近に感じていただくため、町公式ホームページと連動し、町のイベント情報や最新の防災情報をお届けします。サクラやヒマワリの開花状況など、季節のニュースもいち早く確認できます。



役場での各種お手続きは、1階の総合窓口をご利用ください。

お電話でのお問い合わせは各課ダイヤルインをご利用ください。

R6年3月現在

課名 (直通電話番号)	係名	主な仕事
総務課 (☎482-2912)	総務係	庶務・文書事務、式典・表彰、自衛隊、契約業務、行革、情報公開など
	職員係	職員関係、職員研修資質向上など
	防災情報係	災害対策、国民保護、電子自治体の推進、総合公情報システム、情報セキュリティなど
まちづくり政策課 (☎482-2913)	財政係	予算、決算、財政運営など
	管財係	公有財産の統括管理、町有財産、指定管理など
	地域振興係	中心市街地再構築全体構想、アイヌ施策、創網線利用促進など
	政策調整係	総合計画、町民参加、地方分権、地域の情報化、移住、広報公聴など
	ふるさと納税推進係	ふるさと納税、寄付採納など
税務課 (☎482-2914)	課税係	町税の賦課・減免、租税教室、課税証明書など
	納税係	町税徴収、納税相談、滞納整理、納税証明書など
	資産税係	固定資産税の賦課・減免、評価証明書など
環境生活課 (☎482-2934)	環境係	環境施策、環境・自然公園の保全、公害対策、新エネ・省エネ、リサイクル、廃棄物の処理に関することなど
	生活係	自治会、地域集会所の管理運営、公共交通対策、くらしの相談、消費者行政、交通安全、防犯対策、墓地・火葬上、畜犬等動物対策、公衆衛生に関することなど
	総合サービス室	総合窓口、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、証明に関することなど
川湯支所 (☎483-2043)	支所係	川湯支所の運営など
健康子ども課 (☎482-2935)	健康推進係	予防接種、歯科保健、健康増進、検診・健診、妊産婦・分娩支援、思春期保健、医療の充実、食育など
	保険年金係	国民健康保険、北海道医療給付、後期高齢者医療制度、年金相談など
	こども支援係	保育所、こども支援センター及びこども館、放課後児童クラブ、児童扶養手当、子育て医療費支援事業(フレカ)、子ども・子育て支援事業など
福祉課 (☎482-2921)	地域福祉係	民生児童委員、生活保護、震災者支援、高齢者・障がい者福祉、難病患者・特定疾患等患者支援、老人デイサービスセンター・福祉センターの管理、DV対策など
	介護保険係	介護保険被保険者の資格管理、要介護・要支援認定、同保険の給付など
	地域包括支援係	介護予防事業所、地域包括支援センター・介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策など
養護老人ホーム倅和園 (☎482-2134)		入園者の介護・指導、施設管理など
農林課 (☎482-2936)	農政係	農業振興、酪農畜産政策、畑作政策、土地改良政策など
	林務係	林業政策、緑化事業、鳥獣保護、農林表層係施設管理運営など
	水産係	水産資源の保護・増養殖、水産振興など
農業委員会事務局 (☎482-2949)		農業者年金、農地のあっせんなど

課名 (直通電話番号)	係名	主な仕事
観光商工課 (☎482-2940)	観光振興係	観光振興政策、観光資源の調査・開発、誘致・宣伝など
	商工振興係	産業間連携、雇用・新産業の創出、商工振興政策、労働行政など
	企業誘致係	企業振興、誘致、地熱開発など
建設課 (☎482-2941)	管理係	道路・橋梁・河川・公園の管理・修繕、公営住宅の管理など
	建築係	町有施設の維持管理、施工管理、耐震改修促進、建築行政など
	土木都市計画係	道路・橋梁・河川の新設改良工事の調査・設計・実施、町道の除雪など
水道課 (☎482-2942)	施設整備係	町有施設の建築、工事の設計・施工・監督、施設設備等の相談など
	管理係	上下水道料金、農業用水道料金、公営企業会計、温泉会計など
	設計係	上下水道及び温泉工事、指定業者、排水処理計画など
出納室 (☎482-2943)	維持係	上下水道及び温泉施設の維持管理、浄化槽処理計画など
	出納係	現金の出納、町税・使用料の徴収など
議会事務局 (☎482-2695)		議会運営一般
監査委員事務局		監査業務一般
選挙管理委員会事務局		選挙事務一般
摩周観光文化センター (☎482-1811)		施設の管理運営など

教育委員会		
指導室 (☎482-2945)		教育課程編成、語学指導、教職員研修など
管理課 (☎482-2945)	総務係	教育委員会運営、教育財産管理、条例規則など
	学校教育係	教職員人事、学級編成、児童生徒の転入学、スクールバスの運行など
学校給食センター (☎482-3204)		給食供給業務
社会教育課 (☎482-2948)	社会教育係	社会教育一般、文化財保護、社会教育関係団体への専門的・技術的な指導・助言・育成など
	スポーツ係	スポーツ振興、生涯スポーツ、パークゴルフ場、各スポーツ施設の管理運営、社会体育団体の指導・助言・育成など
公民館 (☎482-2340)	学習推進係	公民館の施設開放・管理運営、社会教育関係団体等の活動推進、公民館活動など
図書館 (☎482-1616)		図書館の管理運営など
アイヌ民族資料館 (☎484-2128)		施設の管理運営など
川湯屋内温水プール (☎483-2072)		水泳教室の実施、施設管理運営など
ふるさと歴史館 (☎482-2368)		施設の管理運営など

緊急時 火災・救急は119 事故・犯罪は110 風水害や地震は 役場総務課防災情報係 ☎482-2912(課直通)